新型コロナウイルス感染症経済対策

杉戸町中小企業等緊急応援支援金 申 請 要 領

申請期間

令和3年4月5日(月)~令和3年6月30日(水)

申請方法・提出先

【申請方法】

郵 送(消印有効)

【提出先】

7345-0036

杉戸町杉戸1-10-21

杉戸町商工会 杉戸町中小企業等緊急応援支援金担当 宛

杉戸町商工会

杉戸町中小企業等緊急応援支援金

1. 目的

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令の影響により、売上高が減少している町内中小企業者(商工業者)に対し、事業継続の一助としていただく為、 支援金を支給します。

2. 申請期間

令和3年4月5日(月)~令和3年6月30日(水)

3. 対象者

次の要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 町内に本社又は主たる事業所を有する商工業者であること。(大手企業、直営チェーン店を除く)
- (2) 緊急事態宣言発令以前から主たる収入として事業による売上「事業収入」、又は不動産による収入「不動産収入※」を得ている商工業者であること。

※不動産収入・・・不動産収入のある方のうち、事業とみなされない他の収入(給与・年金・雑など)のある方は、収入全体の50%以上を不動産収入が占めていること。

- (3) 令和3年1月、2月又は3月の売上高が、前年又は前々年同月比で5%以上減少していること。
- (4) 今後も事業を継続する意思があること。
- (5)以下のいずれにも該当しないこと。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務受託 営業」を営む個人事業者又は法人
 - ・暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、代表者又は役員が暴力 団員等となっている法人
 - 政治団体
 - ・宗教上の組織又は団体
 - ・その他本給付金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事 業者又は法人(会社員による副業等また主たる収入が農業収入の事業者)

4. 支給額

5万円

5. 支給回数

1事業者につき1回まで

6. 申請書類

以下の書類をそろえて、申請してください。

【商工会員の方】 ※添付書類が一部省略となります。

- (1) 杉戸町中小企業等緊急応援支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 申請者名義の通帳の写し(通帳を開いた1・2ページ)
- (3) 売上の減少が分かる書類の写し(対象月の売上対比ができる書類)
 - 令和3年1月、2月又は3月の売上台帳など
 - ・ 令和 2 年もしくは平成 31 年 1 月、 2 月又は 3 月分の売上がわかる書類 【個人事業者】

≪青色申告者≫

- ①所得税青色申告決算書(一般用又は不動産所得用)
- ②不動産所得の場合は、対象月の収入が分かる書類など

≪白色申告者≫

- ①収支内訳書(一般用又は不動産所得用)
- ②対象月の売上台帳など (不動産所得の場合は、対象月の収入が分かる書類)

【法 人】

- ①比較する期間内を含む事業年度の確定申告に係る法人事業概 況説明書(表・裏)
- ※新規創業者は、①の書類の代わりに令和2年12月の売上台帳

【商工会員でない方】

- (1) 杉戸町中小企業等緊急応援支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 申請者名義の通帳の写し(通帳を開いた1・2ページ)
- (3) 直近の確定申告書
- (4) 売上の減少が分かる書類の写し(対象月の売上対比ができる書類)
 - ・令和3年1月、2月又は3月の売上台帳など
 - ・令和2年もしくは平成31年1月、2月又は3月分の売上がわかる書類 【個人事業者】

≪青色申告者≫

- ①比較する期間内を含む事業年度の確定申告書B第一表及び所 得税青色申告決算書(一般用又は不動産所得用)
- ②不動産所得の場合は、比較する年の対象月の収入が分かる書類等 《白色申告者》
 - ①比較する期間内を含む事業年度の確定申告書B第一表及び収 支内訳書(一般用又は不動産所得用)
 - ②比較する年の対象月の売上台帳等

【法 人】

①比較する期間内を含む事業年度の確定申告書別表一及び確定 申告に係る法人事業概況説明書(表・裏)

- ※新規創業者は、①の書類の代わりに開業届(控え)と令和2年12月 の売上台帳
- ※確定申告書B第一表・確定申告書別表一・開業届には、税務署の収 受印が必要、e-taxの場合は「受信通知」を提出。
- (5) 町内に事業所があることを証明する書類の写し ※法人の場合
 - 履歴事項全部証明書: 3ヶ月以内に発行
- (6) 本人確認書類の写し ※個人事業主のみ
 - 運転免許証
 - 健康保険証
 - ・マイナンバーカード など
- 7. 申請方法及び提出先

【申請方法】

郵 送(6月30日(水)消印有効)

申請書類一式を、杉戸町商工会まで郵送してください。

【提出先】

7345-0036

杉戸町杉戸1-10-21

杉戸町商工会 杉戸町中小企業等緊急応援支援金担当 宛 ※郵送等にかかわる費用は申請者負担となります。

- 8. 申請から支援金支給までの流れ
 - (1)申請

申請書兼請求書その他必要な書類を添えて、申請期間内に郵送(消印有効)にて申請してください。



(2)申請書類審査

申請書受付後、杉戸町商工会で書類審査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点等があった場合は、電話等にて確認させていただきます。



(3) 支援金支給(申請受付から3週間程度)

書類審査が完了後、杉戸町中小企業等緊急応援支援金交付決定・否決定 通知書(様式第2号)を送付します。

書類審査で支給が決定された方には、ご指定の口座へ振込の手続きを行います。

9. 注意事項

- (1) 本支援金を受給後に、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金受給相当額を返還していただきます。
- (2) 杉戸町中小企業等緊急応援支援金の支給を受ける権利は、譲渡したり、 担保に供したりすることはできません。
- (3) ご記入いただいた個人情報は、本事業に関すること以外には使用しません。
- (4) 詐欺や悪質商法にはご注意いただき、不明な点があればお問合せください。

お問合せ

杉戸町商工会

杉戸町中小企業等緊急応援支援金担当

電話 0480-32-3719

(月曜日~金曜日 9:00~16:00)